

屋外に客席を設置して営業を始められる皆さんへ

「飲食店営業等の屋外客席に関する要綱」平成18年11月1日 18福保健食第1846号

東京都では、いわゆるオープンカフェやビアガーデンなど、屋外に客席を設置する場合は、「飲食店営業等の屋外客席に関する要綱」に定めた内容に留意し、飲食物の提供を行うこととしています。

詳細については、最寄りの保健所にお尋ねください。

客席は、屋内に設置することが衛生上望ましい

※厨房（調理場）は屋内である
必要があります。

屋外に客席を設置する場合

「飲食店営業等の屋外客席に関する要綱」に定めた事項に留意すること

対象

要綱に定めた内容に留意いただく営業者は、屋外に客席を設置し、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う「飲食店営業」等です。

※ただし、臨時営業、引車、自動車による移動営業並びに天ぷら船、屋形船及び自動販売機による営業は、原則客席の設置を前提とした営業ではないため、屋外客席の対象とはしていません。

屋外に客席を設置すると、食品に虫等が混入したり、周辺への騒音・臭気等の発生に伴う周辺とのトラブルが起きる可能性があります。

屋外に客席を設置する営業者の方は、留意事項を守り、苦情発生等の防止に努めてください。



東京都福祉保健局・保健所

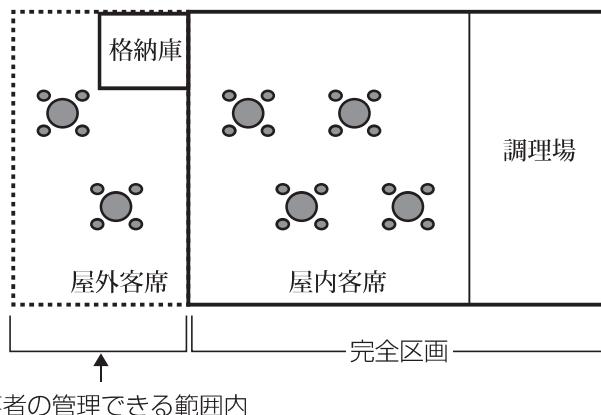
屋外客席の設置場所

設置場所

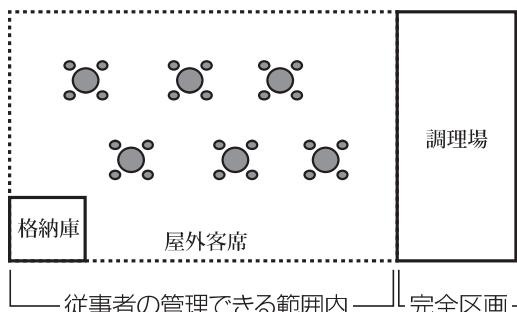
- 従事者が常に衛生的に管理できる範囲内に設置すること。
- 完全に区画された調理施設、または屋内客席に隣接していること。

〈設置例〉

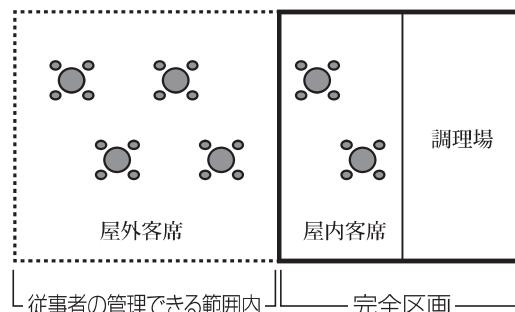
「基本の設置例」



「屋外客席のみを設置する場合」



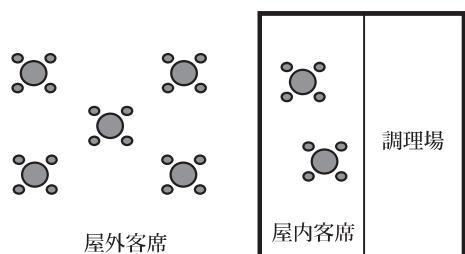
「屋内客席を超える屋外客席を設置する場合」



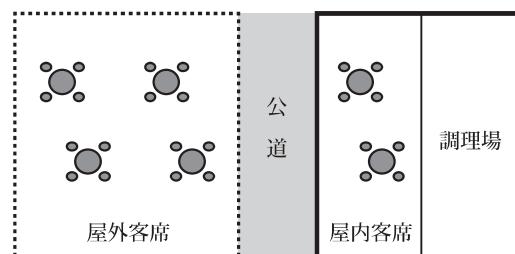
※設備を屋内客席に格納することが可能

〈設置が認められない例〉

「営業者の管理区域が明確でない場合」



「調理施設又は屋内客席と屋外客席が隣接していない場合」

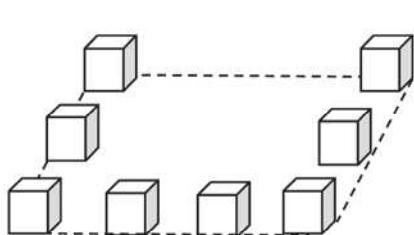


屋外客席の留意事項

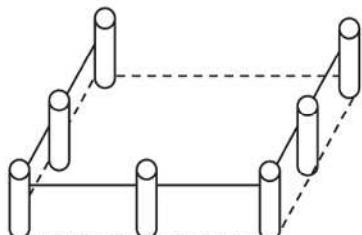
留意事項

- 屋外客席を設置する場合、その範囲を明確にするための区画を行うこと。

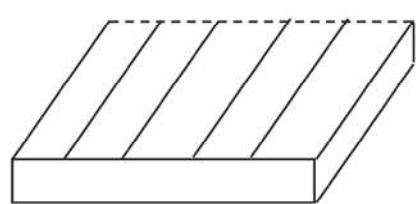
〈区画の例〉



植栽、観葉植物など



ポール付きロープなど



デッキなど

- 照明設備は、作業、清掃等を十分にできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- 衛生上の健康危害を防止する観点から、食品、器具等の取扱いに係る公衆衛生上必要な措置の基準を遵守すること。
- 屋外客席では、従事者による調理行為は行わないこと。
- 屋外客席では、サラダバー、バイキング、フリードリンクコーナー、バーベキューに係る焼台等の食品取扱設備を設けないこと。
※ただし、一定要件を満たす場合に限り、フリードリンクコーナー、客が使用する焼台等の調理設備については、設けることが可能な場合もあります。
- 雨天等突発的な事象に備え、屋外客席の設備を衛生的に保管できる保管場所を確保すること。
- 道路の不正使用、排煙、臭気、騒音、排水等に係る周辺環境への影響等その他において問題が生じることがないよう、関係する他法令においても遵守すること。
- その他、保健所と十分に協議し指導に従うこと。

屋外客席を設置する場合の手続き

事前相談

施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、事前にご相談ください。

書類の提出

● 屋外客席を設置するお店を新たに始められる方

営業許可申請の際に、「屋外客席 営業設備の大要」に屋外客席の配置、屋外設備の保管場所、施設境界線、道路との境界線等を記入したものを2部提出してください。

● 既存の施設に屋外客席を新たに設置する方

変更届提出の際に、「屋外客席 営業設備の大要」に屋外客席の配置、屋外設備の保管場所、施設境界線、道路との境界線等を記入したものを2部提出してください。

(下図参照)

屋外客席 営業設備の大要	
設置場所	○ 公有地等 公有地等以外()
屋外客席の面積	12 m ²
屋外客席の区画	ついたて 観葉植物 植栽 ポール付ロープ デッキ その他()
設置期間	10月1日～10月31日まで
設置時間	10時00分から 19時00分まで
定休日	月曜日

敷地境界線、道路との境界線、屋外設備の保管場所、屋外客席の配置図（書ききれない場合は裏面使用又は別添を可とすること。）

公有地等を使用する
方は、4ページへ

(日本産業規格 A4列4番)

屋外客席を設置する場合の手続き

公有地等を使用する方

●公有地等に屋外客席を設置する場合

以下の書類を提出してください。

- ・屋外客席設置届
- ・法令、条例等に基づく当該公有地等の使用等の許可等を受けていることを証明する書面の写し
- ・当該公有地等の使用等の許可等を受けた者が営業者以外の場合、許可を受けた者からの当該公有地等の使用承諾書

(下図参照)

東京都○○保健所長 殿		○○ 年 ○月 ○日	申請年月日
届出者 住 所		郵便番号 000-0000	
		電話番号 00-0000-0000	住まいの電話番号
フリガナ 氏 名		トウキョウ タロウ 東京 太郎	通称名ではなく戸籍上の氏名
		○○ 年 ○月 ○日生	生年月日
〔 法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕			
屋外客席設置届			
下記のとおり公有地等に屋外客席を設置しますので、飲食店営業等の屋外客席に関する取扱要綱第5の4の規定により届け出ます。			
記			
営業所の所在地		東京都○○市二丁目3番4号 電話番号 00-0000-0000	
フリガナ 営業所の名称等		○○○○ ○○ ○ ○ ○ ○	
営業許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
第 号 年 月 日		飲食店営業	申請する業種
公有地等の占有・使用等 許可番号及び許可年月日		許可期限及び占用等名称	許可者
1	第 ○○ 号 ○年 ○月 ○日	○○○○	○ ○
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
設 置 期 間		○○年 ○月 ○日から ○○年 ○月 ○日まで	
備 考			

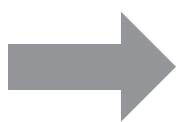
添付書類 1 法令、条例等に基づく当該公有地等の使用等の許可等を受けていることを証明する書面の写し
2 当該公有地等の使用等の許可等を受けた者が営業者以外の場合、許可を受けた者からの当該公有地の当該公有地の使用許諾書

(日本産業規格 A列4番)

屋外客席を設置後に必要な届出

以下のように、屋外客席について変更が生じた場合には、「変更届」を提出してください。

- ・規模の拡大を伴う場合
- ・屋外客席を廃止した場合
- ・屋外客席の一時的な撤去
- ・規模の縮小を伴う場合変更



「変更届」に、
変更箇所がわかるよう記載した
「屋外客席 営業設備の大要」を
2部添えて提出

屋外客席を設置する場合にかかる他法令等について

2ページの「屋外客席の留意事項」を守らずに屋外客席を設置すると、道路の不正使用、騒音、臭気等に係る近隣住民からの苦情の原因となる可能性があります。営業者は苦情等が発生しないよう、食品衛生法だけではなく他法令等も遵守しましょう。

分類	管理内容	留意事項																																	
屋外客席の設置	屋外客席は清潔な場所に位置すること。 道路、公園等の公有地又は住民の一般的共同利用に供する場所（以下「公有地等」という。）は、法令、条例等により、その使用、占用が原則禁止されているので、違法に公有地等に屋外客席を設置しないこと。 (例) ・道路法第32条第1項に基づく道路占用許可 ・道路交通法第77条第1項に基づく道路使用許可	要綱の留意事項を守りましょう。 公有地等に係る使用・占用許可等の制度を周知し、道路等の違法使用を未然に防止しましょう。																																	
	屋外客席を設置する場合、近隣の敷地境界線や道路等の境界線を十分把握し、境界を越えて屋外客席を設けないこと。																																		
	屋外客席を設置する場合、あらかじめ近隣住民等に周知しておくことが望ましい。	苦情の未然防止対策をしましょう。																																	
屋外客席の清掃	屋外客席及びその周囲は、毎日清掃し、整理整頓し、衛生上支障のないよう常に清潔に保つこと。 廃棄物容器を設置する場合は、汚液及び汚臭が漏れないようにし、かつ、清潔にしておくこと。	・悪臭対策をしましょう。 ・公衆衛生上必要な措置の基準を守りましょう。																																	
	屋外での飲食には、食事への異物混入のおそれがあることから、雨天、強風時の屋外客席の管理には特に注意すること。																																		
	屋外客席から発生するばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭その他の生活環境に障害を及ぼすおそれのあるものを規制する法令、条例等の内容をあらかじめ理解し、遵守すること。 (例) ・都環境確保条例第136条（騒音規制等）	周辺の環境に十分配慮し、迷惑をかけないようにしましょう。 ・悪臭防止法第7条(悪臭規制)																																	
環境	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>6-8時</th> <th>8-19時</th> <th>19-23時</th> <th>23-6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域 (第一種低層住宅専用地域等)</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第2種区域 (第一種中高層住宅専用地域等)</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第3種区域 (商業地域、工業地域)</td> <td>55</td> <td>60^{※1}</td> <td>55^{※2}</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第4種区域 (商業地域の一部)</td> <td>60</td> <td>70^{※1}</td> <td>60^{※2}</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	区域	6-8時	8-19時	19-23時	23-6時	第1種区域 (第一種低層住宅専用地域等)	40	45	40	40	第2種区域 (第一種中高層住宅専用地域等)	45	50	45	45	第3種区域 (商業地域、工業地域)	55	60 ^{※1}	55 ^{※2}	50	第4種区域 (商業地域の一部)	60	70 ^{※1}	60 ^{※2}	55	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>臭気指数 10</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>臭気指数 12</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>臭気指数 13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の基準値は一例であり、地域によって異なるため、所管の窓口に確認をして下さい。</p>	区域	基 準	第1種	臭気指数 10	第2種	臭気指数 12	第3種	臭気指数 13
区域	6-8時	8-19時	19-23時	23-6時																															
第1種区域 (第一種低層住宅専用地域等)	40	45	40	40																															
第2種区域 (第一種中高層住宅専用地域等)	45	50	45	45																															
第3種区域 (商業地域、工業地域)	55	60 ^{※1}	55 ^{※2}	50																															
第4種区域 (商業地域の一部)	60	70 ^{※1}	60 ^{※2}	55																															
区域	基 準																																		
第1種	臭気指数 10																																		
第2種	臭気指数 12																																		
第3種	臭気指数 13																																		
単位：デシベル ※40 デシベル：小鳥のさえずり、静かな住宅街 ※1：8~20時 ※2：20~23時																																			
営業時間	屋外客席に係る営業時間は、法令、条例等の規制がある場合はその規制を遵守するとともに、近隣住民等の生活に十分配慮して設定すること。 (例) 都環境確保条例（第132条：深夜の営業等の制限）	設定した営業時間を守りましょう。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>PM11-AM6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域（第一種低層住宅専用地域等）</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>第2種区域（第一種中高層住宅専用地域等）</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>第3種区域（商業地域等）</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>第4種区域（工業地域等）</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	区域	PM11-AM6	第1種区域（第一種低層住宅専用地域等）	40	第2種区域（第一種中高層住宅専用地域等）	45	第3種区域（商業地域等）	50	第4種区域（工業地域等）	55	単位：デシベル																							
区域	PM11-AM6																																		
第1種区域（第一種低層住宅専用地域等）	40																																		
第2種区域（第一種中高層住宅専用地域等）	45																																		
第3種区域（商業地域等）	50																																		
第4種区域（工業地域等）	55																																		
騒音	酒類の提供は、騒音苦情の原因となりやすいので、十分慎重を期すこと。 客の騒ぎ声等で、近隣に迷惑がかかっていることが明らかな場合は、営業者は客の騒音に関する対策を講じること。（例）屋内客席に移動してもらう。	騒音（客の騒ぎ声）対策をしましょう。																																	
苦情対応	近隣住民等から苦情を受けたときの対応方法等について、あらかじめ決めておくことが望ましい。 近隣住民等から苦情が寄せられた場合、苦情原因を速やかに排除するよう努めること。また、保健所等から屋外客席に係る指導、指示等があった場合は、それに従うこと。	苦情発生後の対応を記しておきましょう。																																	
	近隣住民等からの苦情の原因を排除できない場合、近隣住民等からの理解が得られるまで屋外客席の使用を一時的に中断する等の措置を検討すること。																																		
	屋外客席の利用者に対して、飲食中に昆虫等の混入のおそれがある等の弊害をあらかじめ周知し、当該弊害が生じた場合は適切に対応すること。																																		

